

自由金利型定期預金(M型)規定『通帳制』 (新旧対照表)

| 現行 | 改定後 |
|--|--|
| <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p> | <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行(埼玉りそな銀行・関西みらい銀行・みなど銀行を除きます。以下同じ。)を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。</p> <p>(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p> |
| (2022年8月1日現在) | (2026年4月1日現在) |